

変更内容 等

1 国保連合会とのインタフェースの変更点（案）の変更点について

○前回提示（2月24日）からの変更点は以下のとおり。

<全体>

- ① 「地域包括支援センター」「介護予防支援事業所」と混在していた記述について、「介護予防支援事業所（地域包括支援センター）」に統一する。

<都道府県編>

- ① 事業所異動連絡票情報（サービス情報）の項目名称の変更
項番79「特定事業所加算の有無」を「特定事業所加算（訪問介護）の有無」に変更する。
項番88「特定体制整備事業所加算の有無」を「特定事業所加算（居宅介護支援）の有無」に変更する。
- ② 事業所異動連絡票情報（サービス情報）の員数等の設定
項番93「訪問介護サービス提供責任者数」、項番94「訪問介護員数（専従の常勤者）」、項番95「訪問介護員数（専従の非常勤者）」、項番96「訪問介護員数（兼務の常勤者）」、項番97「訪問介護員数（兼務の非常勤者）」、項番98「訪問介護員数（常勤換算後の人数）」について、サービス種類が61（介護予防訪問介護）の場合にも設定する旨追記する。
- ③ 事業所異動連絡票情報（サービス情報）送付にかかる留意事項について、インタフェース仕様書解説書への説明を追加する。

<保険者編>

- ① 受給者異動連絡票情報等にかかる留意事項について、インタフェース仕様書解説書に説明を追加
 - ・受給者台帳の「有料老人ホーム等同意書」に設定が必要なサービス種類、施設等区分の追加を行う。
 - ・事業所評価加算にて使用するための、要介護度が「非該当」に改善した場合の受給者異動連絡票の送付を記述する。

<コード一覧>

- ① 項番42 人員配置区分コードの修正
「特定施設入居者生活介護」「介護予防特定施設入居者生活介護」の施設等の区分の3に対する人員配置区分を「外部サービス利用型」のみとする。
- ② 誤記修正

2 介護給付費単位数等サービスコード表（案）の変更点について

○前回提示（2月3日）からの変更点は以下のとおり。

<介護給付サービスコード表>

- ①「全体」
 - ・削除コード（×印のH18.4より無効となるコード）をサービスコード表から抹消する。
- ②「訪問介護」
 - ・身体介護4時間以上に引き続き生活援助が中心であるサービスを行った場合の算定項目についての表現を修正する。
- ③「通所介護・通所リハ」
 - ・2時間以上3時間未満の減算（70%）と定員超過・人員基準欠如減算（70%）の適用順序の変更を行い、該当するサービスコードのサービス内容略称を修正する。
例．～時減・定超 → ～定超・時減（コードと単位数は変更なし）
- ④「短期入所療養介護・老健」
 - ・「意志疎通困難等ケア加算」を「認知症ケア加算」に名称変更を行う。
 - ・上記加算がユニットと日帰りショートには適用されないため、該当部分の合成コードを削除する。
- ⑤「短期入所療養介護」
 - ・合成単位数の一部修正を行う。
- ⑥「特定施設入居者生活介護」
 - ・認知症対応型通所介護を外部利用型の対象サービスに追加する。
 - ・外部利用の介護職員が欠員の場合の減算コードを追加する。
 - ・合成単位数の一部修正を行う。
- ⑦「居宅介護支援」
 - ・経過的要介護居宅介護支援費のサービス内容略称を修正（ローマ数字のIVを削除）する。
- ⑧「介護保健施設」
 - ・「保健施設意志疎通困難等ケア加算」を「保健施設認知症ケア加算」に略称を変更する。

＜介護予防サービスコード表＞

①「介護予防特定施設入居者生活介護」

- ・介護予防認知症対応型通所介護を外部利用型の対象サービスに追加する。
- ・外部利用の介護職員が欠員の場合の減算コードを追加する。

＜地域密着型サービスコード表＞

①「認知症対応型通所介護」

2時間以上3時間未満の減算と定員超過・人員基準欠如減算の適用順序の変更を行い、該当するサービスコードのサービス内容略称を修正する。

②Ⅲ 特定入所者介護サービス費（地域密着型）のサービスコードを追加

- ・地域密着型介護福祉施設の食費・居住費基準額のサービスコードを追加する。

その他（参考）

〇月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	事由	起算日	
介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ （介護予防特定施設入 居者生活介護における 外部サービス利用型を 含む）	開始	・ 区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・ 区分変更（要介護→要支援） ・ サービス事業所の変更（同一保険者 内のみ） ・ 事業所指定効力停止の解除	契約日
	終了	・ 区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日※
		・ 区分変更（要支援→要介護） ・ サービス事業所の変更（同一保険者 内のみ） ・ 事業所指定有効期間満了 ・ 事業所指定効力停止の開始	契約解除日※ (満了日) (開始日)
小規模多機能型居宅介 護 介護予防小規模多機能 型居宅介護	開始	・ 区分変更（経過的要介護～要介護5 の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・ 区分変更（要介護⇔要支援） ・ サービス事業所の変更 ・ 事業開始（指定有効期間開始） ・ 事業所指定効力停止の解除 ・ 受給資格取得 ・ 転入 ・ 利用者の登録開始（前月以前から継 続している場合を除く）	サービス提供日 (通い、訪問又 は宿泊)
	終了	・ 区分変更（経過的要介護～要介護5 の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日※
		・ 区分変更（要介護⇔要支援） ・ サービス事業所の変更 ・ 事業廃止（指定有効期間満了） ・ 事業所指定効力停止の開始 ・ 受給資格喪失 ・ 転出 ・ 利用者との契約解除	契約解除日※ (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)

月額報酬対象サービス	事由		起算日
夜間対応型訪問介護	開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業所の変更（同一保険者内のみ） ・ 事業所指定効力停止の解除 	契約日
	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス事業所の変更（同一保険者内のみ） ・ 事業所指定有効期間満了 ・ 事業所指定効力停止の開始 	契約解除日※ （満了日） （開始日）

※引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

○加算（月額）部分に対する日割り計算は行わない。

○公費の適用期間は、公費適用の有効期間の開始日から終了日までが算定対象となる。